

石川県農林総合研究センター林業試験場における
科学研究費補助金による研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県農林総合研究センター林業試験場（以下、「林業試験場」という。）における科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第3条第1項に定める科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）を受けて行う研究の実施について、必要な手続等を定め、よって当該研究業務等の円滑適正な執行を図るものとする。

(応募手続)

第2条 職員は、研究代表者として科研費を受けて行う研究に応募しようとするとき、及びこれを受けて行う研究に研究分担者として参画しようとするときは、あらかじめ林業試験場長（以下、「場長」という。）に、科学研究費補助金応募届（別紙様式1）を提出するものとする。

2 場長は、前項の届出書を受理したときは、県の施策や試験場の研究業務との整合性を勘案して、当該研究を職務として行わせるかどうか決定するものとする。

3 場長は、前項の規定により職務として研究を行わせることと決定したときは、当該職員に対して科研費を受けて行う研究に応募させ、又は科研費を受けて行う研究に研究分担者として参画することを命ずるものとする。

4 科研費の運営・管理に関わる研究代表者及び分担者、事務分担者は、科学研究費にかかる誓約書（別紙様式2）を場長に提出するものとする。

(報告の義務)

第3条 職員は、科研費の交付決定があったとき、又は科研費を受けて行う研究に研究分担者として参画することが決定したときは、速やかに場長に報告しなければならない。

2 職員は、毎年度末に当該科研費に係る実績報告を場長に行うものとする。

(研究成果の公表等)

第4条 職員は、科研費を受けて行う研究の成果については、場長の下承を得て公表することができる。

2 職員は、科研費を受けて行う研究において、当該研究について研究報告書を提出するときは、場長の下承を得なければならない。

(知的所有権等の取扱い)

第5条 科研費により行う研究により得られた知的所有権の取扱いについては、石川県職員勤務発明等に関する規程（昭和52年石川県訓令第12号）の定めるところによるものとする。

(関係者の意識の向上)

(その他)

第6条 科研費に係る会計経理事務の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月2日から施行する。

平成24年4月1日改正。

平成27年3月31日改正。